

令和2年度第2回

一宮市都市景観審議会
議事録

一宮市都市景観審議会

次の議題を審議するため、一宮市都市景観審議会が令和2年10月2日午後2時00分、本庁舎4階スマート防災会議室にて開催された。

記

1. 議題

議題第1号 一宮市景観計画の策定について（景観計画の素案）

議題第2号 一宮市屋外広告物条例における禁止地域等の指定等について（諮問）

2. 出席委員 13名

今村 洋一、鶴田 佳子、

太田 義孝、瀧 佑佳、冨田 隆裕、森 重幸、吉田 勝信、

宇山 祥子、島津 秀典、水谷 千恵子、

久保 禎子、皆元 洋司、山田 芳久

3. 欠席委員 1名

川合 規由

[事務局]

まちづくり部主監 堀田 裕久

都市計画課長 勝野 直樹

同都市計画・庶務G専任課長 海田 真宏

同G課長補佐 今村 剛宏

同G主査 永治 武志

同G担当 新海 明穂

公園緑地課長 谷 聖

同緑化G専任課長 浅野 浩司

同G課長補佐 牛田 貴史

同G主査 安江 幸彦

開 会 会 議 顛 末
午後2時00分

事 務 局 (開会のことば)
お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和2年度第2回一宮市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は13名でございます。一宮市都市景観条例第30条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。なお、川合委員におかれましては本日ご都合がつかず、欠席されております。

また、本日の議事につきましては、運営要領第6条に規定する除斥の対象となる委員はおみえにならないことをご報告させていただきます。

本日の議題は2議題ございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1時間を目標に円滑な議事進行にご協力いただきたいと思います。それでは、開会に当たりまして、会長にはごあいさつとその後の進行をお願いいたします。

会 長 (会長あいさつ)
会長をしております岐阜工専の鶴田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。本日の議題としましては、一宮市景観計画について(景観計画の素案)、一宮市屋外広告物条例における禁止地区等の指定等についての諮問の2案件でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長 (議事録署名者の決定)
まず、審議に入ります前に、本日の議事録署名者を決めさせていただきたいと思ひます。議事録署名者は、議席順にお願ひしたいと思ひますので、本日は富田委員と森委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会 長 (議題の審議)
それでは、さっそくですが、本日の議題の審議に入らせていただきたいと思います。はじめに議題第1号一宮市景観計画の策定について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 それでは、一宮市景観計画について、パワーポイントにて担当のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひします。

事 務 局 本日の議題1であります、一宮市景観計画の策定について、をご説明いたします。本審議会のギリギリまで内容について精査をしてみました。そのため、事前説明の内容か

ら一部、構成等が変更している部分もございます。本日お配りいたしました景観計画素案をもとにご説明いたします。

まず、現在策定を進めております景観計画の構成をもとに、各回の都市景観審議会の審議内容についてご説明いたします。本計画は、スライド上段にあります、第1回目の審議会において、計画における景観計画策定の目的や計画の位置づけなどで構成された序章と、本市の景観特性などから景観形成上の課題を整理した第1章についてご審議いただきました。また、スライド中段にありますように、前回、第2回目の審議会において景観計画区域と方針として、景観計画区域の設定や将来の景観像、景観形成の基本方針などで構成された第2章と、景観計画区域内における行為の制限として、届出対象行為、色彩などの景観形成基準で構成された第3章について、ご審議いただきました。

そして、本日の都市景観審議会では、第4章の景観重点地区に関する事項から第8章の景観形成の推進に関する事項までを説明し、ご審議いただきたいと思います。お手元にお配りしております、景観計画（素案）は、本日の説明分を含めまして、序章から第8章までをまとめたものになっております。本日の説明はこの素案にてご説明いたします。

まず、本日の説明に入る前に、前回の審議会においてご意見いただきました内容により、一部基準などを見直してまいりましたので、その内容からご説明いたします。

1点目ですが、前回、届出対象行為や基準についてご説明いたしましたが、具体的にどのような業務を行っていくかを検討する中で、届出業務を円滑に行うために、スライドに表示しておりますような届出フローを作成いたしましたので、ご説明いたします。資料としましては28ページ目になります。

まず、届出をご提出いただく前に、事前協議を行うような仕組みを考えております。その段階で基準などを説明し、届出を行為の着手30日前までに出していただきます。適合の場合は、フローの上段にありますように、適合通知をお渡しし、行為着手となります。またフローの下段のように、不適合の場合は、助言指導をもとに、基準に適合するよう促します。最終的に不適合となる場合は、勧告をし、着手という流れになります。フローの過程の中で、景観に大きな影響を及ぼす案件などにつきましては、必要に応じ本審議会において審査することを考えております。

また、前回説明いたしました、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為につきましては、今後、景観重点地区を指定する際に検討してまいります。

以上が、届出フローの説明となります。

2点目としまして、届出対象行為の基準の見直しについてです。お手元の資料29ページをご覧くださいと思います。

2つの景観軸と5つの景観ゾーンごとに届出対象行為を定めましたが、高さの基準を、上記のように各景観軸、景観ゾーンをそれぞれ1段階ずつ低くし、美濃路沿いの歴史街道景観軸と田園景観ゾーン、主に市街化調整区域に関しましては、高さ13mを超えるものとしておりましたが、高さ10mを超えるものに変更いたしました。商業、住宅、沿道景観ゾーンとして、工業景観ゾーンを除く市街化区域に関しましては、高さ15mを超えるものとしておりましたが、高さ13mを超えるものに、工業景観ゾーンに関しましては、高さ18mを超えるものとしておりましたが、高さ15mを超えるものに変更いたしました。

このように市全域について、高さの基準を低くすることにより、より低い建築物・工作

物から届出対象とすることにより、良好な景観形成を図っていきたいと考えております。

なお、今回の基準を見直した場合の届出対象行為の件数の想定であります。過去の建築確認申請の実績によりますと、市全域で3階建て以上の建築物の件数は年間約80件となっております。

3点目としまして、前回、一般的な工作物の基準につきまして、上段にありますようにお示しいたしましたが、この基準に適合しないような工作物につきましては、別途基準を作成いたしました。

スライド下に、イラストになっておりますが、擁壁や河川などにかかる橋梁、高速道路などの高架道路なども、景観に影響を与える工作物になりますが、一般的な工作物の基準には合わないため、擁壁に関しましては、高さ5mを超えるもの、高架道路や橋梁に関しましては、長さ10mを超えるものを届出対象といたします。どちらも、一定規模の大きさのものにつきましては、景観に影響を与える工作物となりますので、エリア設定をせず、市全域共通の基準としたいと考えております。

4点目としましては、景観形成基準についてです。お手元の資料31ページをご覧ください。31ページから35ページにかけて、建築物、工作物、開発行為の景観形成基準につきまして、スライドにお示ししておりますように、文末を「・・・に努める」としておりましたが、すべての項目につきまして「・・・する」として、より明確な表現と修正いたしました。

5点目になります。お手元の資料36ページをご覧くださいと思います。景観形成基準の色彩について、前回いただきましたご意見を基に、美濃路沿いの歴史街道景観軸以外の地区に関しましては、色の明るさを表す明度については、前回6以上とご説明いたしました。明度の低いものは街並みを暗くしてしまう恐れがありますので、明度に下限を設ける考え方は変更しておりませんが、色彩の幅を見直し、基準色の幅を広く取るようにし、前回お示しいたしました明度6以上から、数値としては2つ下げまして4以上に変更いたしました。スライド右下にカラーチャートを載せておりますが、前回より明度4から6のところに関しましては、新たに基準色に加えた形となっております。

また、前回お示ししました建物のサンプリング写真を例に、色彩基準を見直すことで、どのような色彩までが対象となったかをご説明いたします。

前回お示しいたしました、建物のサンプリングをした写真の茶色系の建物です。どちらの建物も明度は4ですので、前回の基準ですと、歴史街道景観軸以外の地区では基準外となっておりますが、今回の基準見直しにより、1番、2番の建物両方とも歴史街道景観軸以外の市全域で基準内となります。

また、こちらはサンプリングした赤系の建物になります。右側に表示しております6番の建物は、明度は4ですので、前回の基準ですと、歴史街道景観軸以外の地区では、基準外となっておりますが、今回の基準の見直しで、市全域で基準内となります。

このように色彩の基準については、見直しを行いました。

最後に6点目になります。アクセントカラーの面積要件についても検討いたしました。前回、壁面の割合としましては20%を許容範囲とご説明いたしました。規模の大きい建築物の20%の場合、景観への影響が大きくなるため、面積要件についても検討いたしました。実際に何㎡とするのか検討いたしました。なかなかいくつというふうに指定することが難しいため、割合を減らすことで、アクセントカラーの使用面積を減らす判断を

いたしました。20%から10%に減らすことにより、イラストで比較しておりますが、赤枠で囲ったくらいの比率になります。愛知県内の他市町村の基準も参考とさせていただきましたが、豊田市では商業系の用途地域につきましては10%を上限としております。

以上が、前回からの修正事項の説明となります。

それでは、今回の議事の内容に入らせていただきます。

第4章の景観重点地区に関する事項について、ご説明いたします。資料の40ページをご覧ください。

景観計画区域内で、優先的・計画的に景観形成を推進すべき地区や市民が特に景観を大切にしたい地区を指定する制度となっております。地区指定をすることにより、独自の基準を定めることができ、基準に適合しない場合、特定届出対象行為として変更命令を行うことができるようになります。

本計画策定段階では指定はしていませんが、候補地区としまして、尾張一宮駅前地区、美濃路の萩原・起宿地区、木曾川沿川地区を位置付けたいと考えております。地区を指定する際には、地区の住民の皆様のご意見や景観審議会の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第5章の景観重要建造物と景観重要樹木に関する事項について、ご説明いたします。資料の44ページをご覧ください。

景観重要建造物とは、景観法で規定された、地域の良好な景観形成に重要な建造物、また、建造物と一体となって良好な景観を形成している土地や物件などを市が指定し、保全を図る制度となっております。歴史的価値や芸術的価値の高さに基づくものではなく、文化財保護法による国宝や、重要文化財などは指定できないこととなっております。この景観重要建造物に指定しますと、増改築や外観を変更する修繕などには許可が必要になったり、違反した場合には現状回復命令などを行うことができるようになりますので、指定の際には、所有者に趣旨を説明し、意見を聞いた上で、指定をしてまいりたいと考えております。

指定基準としましては、登録有形文化財や市の指定文化財、市民に親しまれている地域のシンボルやランドマークなどの3項目を考えております。

次のページになりますが、景観重要樹木についてご説明いたします。

景観重要樹木も、先ほどご説明いたしました景観重要建造物と同様に、良好な景観形成に重要な樹木を指定し、保全を図る制度となっております。こちらも文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物の樹木などは指定できないこととなっております。景観重要樹木に指定しますと、樹木の伐採や移植に許可が必要になったり、違反した場合には現状回復命令などを行うことができるようになるため、指定の際には所有者に趣旨を説明し、意見を聞いた上で指定をしてまいりたいと考えております。

指定基準としましては、市の天然記念物に指定されている樹木や、地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木などの3項目を考えております。

以上が、第5章、景観重要建造物、景観重要樹木に関する事項となります。

続きまして、第6章、屋外広告物に関する行為の制限に関する事項についてご説明いたします。資料の48ページをご覧くださいと思います。

まず、屋外広告物とは、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物などに

掲出され、又は表示されたもの、並びにこれらに類するものとなります。建築物同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物につきましては、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進してまいります。現在作成を進めております、一宮市屋外広告物条例に基づき、規制を行うとともに、以下に示します、屋外広告物の方針を本計画に定めたいと考えております。

まず、屋外広告物の整備が図られることが特に必要であると認められる地区につきましては、条例に基づく広告景観地区として指定するなど、広告景観指針を定め、適切な規制を行います。次に、地域住民が広告物の色彩や意匠について、自主的な取り決めを行う地区で、市長が認めた地区につきましては、条例に基づく広告物協定地区として認定し、適切な規制を行います。3点目として、景観重点地区指定の際には、屋外広告物に関する指針や許可基準を設けるよう検討いたします。

また、広告景観地区の指定基準、広告物協定地区の認定基準に関しましては、良好な景観形成のための施策が講じられたり、住民などの自主的な協定が締結される、又は、その予定のある区域を基準として考えております。

以上が、第6章の屋外広告物に関する行為の制限に関する事項となります。

続きまして、第7章、景観重要公共施設に関する事項について、説明いたします。資料の50ページをご覧ください。

道路、河川、公園といった公共施設は、景観の骨格を形成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することができます。このため、地域のまちづくりなどと連携し、都市の歴史や文化を活かした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観形成に配慮した整備や管理を行うものとし、以下のような指定方針を示します。

指定の方針に関しましては、景観軸や景観拠点の一部を構成するものや、地域の景観形成に重要な役割を果たすもの、景観形成に先導的な役割を担うものとしております。

また、本市のシンボルロードであります銀座通りに関しましては、今後のウォークアブル推進事業とともに、景観重要公共施設の検討を行ってまいります。

以上が、第7章、景観重要公共施設に関する事項となります。

続きまして、第8章の景観形成の推進に向けての説明に入ります。資料の52ページをご覧ください。

まず、景観形成推進に向けて、市民や事業者、行政の協働による取り組みについて説明しております。良好な景観形成に向けて、まず行政としてどのような取り組みをするべきなのか、整理しております。

まず、公共施設の適正管理としまして、公共施設は景観を構成する要素として、適切な維持管理が必要です。また、昨年度実施いたしましたアンケート結果からも、重点を置くべき取り組みの一つとして考えております。

二つ目としまして、景観に関する意識向上に向けた啓発活動についてです。市民、事業者への意識向上が協働には必要となります。そのため、ウェブサイトなどを利用して、意識向上につながる啓発活動を検討してまいります。

三つ目としまして、景観計画の策定を機に、本都市景観審議会を一宮市景観審議会と改め、適正な運営に努めていくことを書いております。

次に、住民と事業者と協働で行う取り組みを2つ整理しております。

まず一つ目として、地域における美化活動についてです。昨年度実施いたしましたアンケート結果からも、景観を損ねている要素として、不法投棄やゴミのポイ捨てなどを挙げる割合が高い結果となっております。本市では平成13年からアダプトプログラムによるボランティア活動の支援を行っており、今後も引き続き活動を行ってまいります。また、違反簡易広告物除去活動に関しましては、平成17年より愛知県より権限委譲されてから継続しており、引き続きこちらも進めてまいりたいと考えております。

二つ目として、空き家、空き地対策についてです。昨年度実施いたしましたアンケート結果からも、景観を損ねる要素として、空き家、空き地などを挙げる割合が高く、こちらも担当部署とともに取り組んでいく必要があるとしております。

次に、54ページになりますが、地域における取り組みについてご説明いたします。

尾張一宮駅前周辺から本町アーケード周辺におきましては、地域の皆様の取り組みにより、景観形成を進めてきております。銀座通り景観形成地区につきましては、平成7年より、地区の景観形成計画、形成基準を設けて、景観形成を進めてまいりました。また、本町アーケード周辺のまちづくり協定を結んだ6地区に関しましては、地域のルールを作り、景観形成をしてきております。このような地域における取り組みの展開に努め、活動を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、施策管理についてです。景観まちづくりは長期的に継続していくことが大切と考えております。そのため本計画の目標年次は定めておりませんが、今後も市民意識調査や届出状況を整理し、景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じ適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

以上が第8章の説明となります。

ここまでが、景観計画素案の説明となります。

最後になりますが、スライドのほうの本計画の策定スケジュールの経過と今後の流れをご説明いたします。

昨年度1月に1回目の景観審議会から本計画の内容をご審議いただきまして、本日の3回までで、本計画の内容につきましては、一通りご審議いただきました。

本日の会議資料であります、一宮市景観計画素案を公表し、表の上から5段目にあります、市民への周知としまして、パブリックコメントによる市民の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。期間としましては、今月の12日から1か月間です。その後、表の一番下になりますが、景観法第9条第2項に基づき、景観計画策定の際には、都市計画審議会の意見を聞くこととなっておりますので、11月24日開催予定の都市計画審議会に本計画を諮問したいと考えております。

このパブリックコメントでのご意見や都市計画審議会でのご意見を踏まえ、最終的には、次回2月に予定しております都市景観審議会のご審議をいただき、3月に一宮市議会に報告し、4月の公表を予定しております。

景観計画の策定に合わせまして、一宮市景観条例の改正も進めております。4月の計画公表に合わせて届出対象行為につきましても事前にお知らせする必要があるため、条例としましては、12月議会に上程をし、4月までの間に周知を行いたいと考えております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。ただいま景観計画の内容について説明がありましたが、この件に関しまして、ご質問、ご意見のある方はよろしく願いいたします。

委 員 何点かあるのですが、まず1点お尋ねしたいと思います。景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を景観計画に書かないといけないので、指定基準は示されているのですが、指定の手続きは決めておかなくていいのですか。細かいところまでは決められないと思いますが、何らかの指定の手続きの方針がないと、指定の方針と基準だけ定まって放っておかれませんか少し思います。景観重要建造物のほうは具体的に登録文化財とか市指定の文化財は候補にしますとありますが、景観重要樹木も市指定の天然記念物とは書いてあるのですが、樹木については、保存樹とか保存樹林というものがありますので、そういったものも一つの基準として考える手がかりではないかと思います。どういうふうにそれを考えるのかというの、検討していく必要があると思います。

少し戻りますが、指定の手続きに当たっては、景観重要建造物は、市民に親しまれとか、そういう基準もあるので、例えば市民から申し出をしてもらって、簡単な審査か何かして、独自の登録制度、名古屋市が持っているような登録地域建造物資産みたいなものに一旦登録して、それをまた、こういった景観審議会とか何らかの場で検討して、これは大事だとなったら、景観重要建造物にしていくのはどうでしょうか。もちろん所有者の同意は必要ですが、そういう2段階の手続きを踏んではどうかと思います。その辺が気になったので聞いてみたいと思いました。

事 務 局 今のところ手続き等について記載しておりませんが、審議会のご意見をお聞きして、指定の手続き、申し出の方法等を明記していきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。それは、記載したものが次の案として出てくるということですか。

事 務 局 パブリックコメントには間に合わないかもしれませんが、第3回の審議会には間に合わせて何とかしたいと考えております。

委 員 検討をお願いします。

会 長 それではそのようをお願いいたします。

委 員 重要建造物の指定の方針のところに、市が指定して保全を図る制度ですと書いてありますが、どのように保全を図る制度なのか具体的なことを教えてください。それから重要樹木のほうでも、重要な樹木を指定する制度ですとしか書いていないのですが、指定してしまったらどのように市はそれに携わっていくのですか。

事 務 局 管理条件等、市のほうである程度定めまして、それに基づいて適正に景観を守るような管理をしていくということになるかと思います。市としては、保全に関する何らかのイン

センチブ等も考えなければならぬと考えております。

委員 わかりました。建物だったら風化したり、樹木だったら剪定が必要になったり、保全には費用が発生してきます。今の起の湊屋さんでも、相当朽ち果ててしまっても、予算も何もないので、クラウドファンディングで資金を集めているような状況で、それに対して市がどれほど手をさしのべてくれるかということが、これから重要になってくると思います。

事務局 ありがとうございます。これから考えていきたいと思っております。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 所有者が拒否した場合や、毎年何件か選定して指定されるのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

事務局 まだ具体的に決まっておきませんので、運営的な方法等はこれから考えていくところです。

会長 検討をよろしく申し上げます。これは所有者の方が拒否したらやらないですね。

事務局 無理矢理ということはないです。地域の方もしくは所有者の方からの申し出ということになるのかなと考えております。

委員 何回も候補に挙がって、何回も拒否されたという事例をほかのところで聞いたことがあったので、お聞きしたいと思っておりました。

事務局 ありがとうございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 所有者の方が拒否したらできないということですが、今の時点でいくつか候補に挙がっているのでしょうか。

事務局 例えば市指定天然記念物に指定される樹木ということであれば、起の大イチョウだとか野見神社のスダジイなどで31種類、博物館さんのほうで指定しておりますので、それらが該当してくるのかなと思いますが、それがそのまま景観重要樹木になるわけではありませんので、その辺をどういうふうにするかは今後考えていきたいと思っております。

委員 そういう場合は地域の方々とも話し合いをするということですか。

事務局 そうですね。博物館さんとも協議をしながらです。

委員 ありがとうございます。

委員 50ページの景観重要公共施設に関する事項のところ、銀座通りが景観形成地区として平成7年に指定され、さらに景観重要公共施設に指定するというような趣旨のことが書いてあるのですが、そうすると、商業的なことの制限というのは何か受けたりするのでしょうか。

事務局 制限といいますか、景観に関するところで、しかも公共施設に関する事項の指定ですので、例えば道路であったり、地下駐であったり、駅の広場であったり、管理者がバラバラであるものを総合的な景観として、統一されたデザインにしたり規制等ができるのではないかと考えております。

会長 今まで何とか通りという時は、道路を含まずに沿道のところを通りとして、そこに対して届出対象としていたのですが、景観重要公共施設は道路そのものを重要なものとして指定するので、道路空間も合わせて景観重点としていくということです。このようになるので、これを指定して沿道の敷地に云々ということはできません。道路のほうも一体的に施策をすることができるということです。

委員 平成7年から景観形成地区として指定されて、歩道を整備していただいたり、樹木を作っていたりしてきたのですが、それがさらに景観重要公共施設に指定されることで、また一つ大きな決まりがかぶさって、何か制限を受けるようなイメージがあったので、質問させていただきました。

事務局 そういうことではないです。
先ほどの件で、景観重要樹木等の手続きの関係で補足ですが、手続きの関係は当然計画に盛り込みたいと考えておりますが、補助等につきましては、まだこの計画の中に盛り込めるかどうかは、今のところ不確かで、検討したいということでよろしく願いいたします。

会長 ただいまの事務局のご回答に何かございますか。

委員 ある程度それなりの手をさしのべるというか、ただ指定するだけではないかと思えますので、その辺のところをうまくやっていただきたいと思えます。

事務局 もちろん指定と一緒にインセンティブもできるように考えていきたいと考えておりますが、時間的な余裕がないものですから、景観計画自体にインセンティブのことや具体的な手法を載せるのは難しいのかなということです。

会長 ほかにはいかがですか。

委員 先ほど景観重要公共施設の話が出ましたが、もともとは景観をよくしながら活性化しよ

うというのが話の趣旨で、例えばオープンカフェをやりたいといった時に、その占用許可を警察に出さなくてはいけないですが、それがなかなか認めてもらえないので、重要公共施設にしておいて、会議の場に警察も入ってもらって、その中で合意したら一応尊重しなければならないので、やれるというような教科書的な話です。ですから、せっかくなので、本町アーケードや参道、駅前の広場も含めて景観重要公共施設として検討はしてみたらどうかと思います。景観形成地区をそのままというよりは、この際駅から神社まで、一宮のシンボルとなる空間ということで、公共施設なので基本的には行政が持っているものなので、ぜひ一体として景観重要公共施設にできるように今後検討を進めていってほしいというのが、一つ要望です。

もう1点は、54ページの景観形成の施策管理ということで、景観計画は通常都市計画マスタープランと違って目標年次は定めないので、大体今までの景観基本計画みたいなものは、作って20年くらい放っておかれているので、適宜チェックしますと言っても適宜という感じなので、例えば10年後に一度、見直しという意味ではなくてチェックするということがらひは、一応宣言をしてはどうですかというご提案です。

事務局 基本的に我々も5年、10年というスパンを考えているのですが、具体的に書くのはどうかというふうに考えており、記載はしていませんでしたが、そういった意見等を踏まえまして、年次を記載することも考えさせていただきます。

会長 今回のことに関連して、同じ意見なのですが、1点目の重要公共施設を増やすという話について賛成で、基本的に線じゃなくて2本3本で面になるので、例えば近くの事例で申し上げますと、あまりたくさん指定しているところは全国的に少ないのですが、犬山市が面的認定を指定しています。それはなぜかということ、犬山祭りの時にそこを山車が通るので、道路も含めて写真を撮ったりするので、道路空間も含めて沿道の街並みも含めて一体的に景観保全する必要があるということで、敢えて道路を指定しているのです。なので、エリアになるということは、1本なのと2本になるのではかなり意味合いが違ってくると思うので、このエリアを大切に考えられるのであれば、大事じゃないかなと思います。

もう一つ、進捗管理のほうも、全体的にこれからやりますというのがたくさんあるように感じます。なので、5年とかそれなりのスパンで、どこまでやったのかという進捗管理は、会議をやるかどうかは別にして、されたほうが良いと思います。これからやりますという割合が多い計画書のように思うので、そういうことが必要ではないかと私も考えます。

事務局 ありがとうございます。最初の区域の設定につきましては、事務局のほうでウォークブル推進事業という、歩いて楽しいまちづくりを推進していますので、それと連携して、真清田神社までの本町通りであったり、駅周辺であったりを、エリアとして入れていくように、今後努力していきたいと考えております。目標年次につきましても、そういうご意見を踏まえまして、できれば5年、10年というスパンで、何とか計画の中に入れていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員 私は半分事務局の立場もあるものですから、先ほどの関連でちょっと補足させていただきます。まちなかウォークブル推進事業を昨年、国交省が推奨している事業ですが、真っ先に手を挙げて進めており、実は今年度もう予算を取って、これから地元の方と話し合いを進めていきたいと考えております。その中で当然駅周辺、銀座通りを含めて本町通り、それから縦軸は高架下の沿道も面的に線でつながるような感じで基本構想が今ありまして、来年度から実際に地元を巻き込んで、景観を含めて実施していきたいと考えています。その中ではある程度のスケジュール感をもって進めようとしています。

それから沿線のことがあったと思うのですが、54ページに地域における取り組みということで、今までも景観についてはいろいろな地域に関して、商店街さんとかでいろいろ取り組みをしていただいていたのですが、実は景観法に基づくルールではなかったもので、その辺も以前を踏まえて、まちなかウォークブル推進事業と絡めながら、法に基づくルール作りを進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

会長 ほかにございますか。

確認になるかもしれませんが、屋外広告物の関係で、53ページの違反広告物の話です。実際に除去活動をされているということですが、愛知県から平成17年に権限委譲された時は簡易広告物になっているのですが、今回は屋外広告物条例そのものを一宮市が独自で作られるわけなので、例えばこの簡易という言葉を取るといえるか、広告物一般、全体になるということは、ご検討はされないのですか。

事務局 屋外広告物自体の除去になりますと、民間の方がされるとかなり難しいのではないかと思います。財産権があるようなものですので、それを除去するのはなかなか難しいと考えております。ボランティアとしては簡易広告物、貼紙や貼札や立看板というようなものに限るとして、例えば危険な屋外広告物を発見していただいたら、市のほうに届け出るということもやっておりますので、そういったものでまかなっていかれたらと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員 ただいまの屋外広告物の関連で、48ページの中段の網がけの2つ目に、地域住民が広告物の色彩や意匠について自主的な取り決めを行う地区で市長が認めた地区という文言があるのですが、具体的にどのような形になるのですか。

事務局 例えば銀座通りの地区を指定して、この地区は銀座通りの商店街のほうで統一して赤にしようとなれば、みんな赤っぽい色で揃えまじょうとしたり、屋根をみんな青にしまじょうというような区域を設定できるということです。具体的に今何かあるわけではありません。

委員 そこで市長がオッケーを出さないとだめなのですか。

事務局 そうですね。条例上、市長が認めるものということになりますので。例えば審議会で審議したものを市長が条例の中に入らうということなんです。

会長 ほかにかがでしょうか。前回の意見に対して修正していただいた点がありますので、そこも含めていかがでしょうか。

事務局 それでは、いろいろなご意見が出ましたので、また事務局のほうでご検討いただきたいと思ひます。

事務局 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

会長 続きまして議題第2号、諮問案件になりますが、一宮市屋外広告物条例における禁止地区等の指定等について、事務局説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 本議案は、作成中の屋外広告物条例第46条の規定に基づき、禁止地域等の指定等について諮問するものでございます。パワーポイントにて担当から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局 一宮市では独自の屋外広告物条例を制定し、中核市移行に合わせて令和3年4月1日に施行する予定となっております。前回の景観審議会で、条例の概要としてその目的や経緯、及び愛知県条例と異なる市の独自事業として考えているものを、ご紹介させていただいたところでございます。

今回は、制定中の屋外広告物条例の審議会での諮問事項について、ご説明させていただきます。

説明の前に、条例に関する報告ですが、8月3日から9月2日まで、条例案のパブリックコメントを行ったところ、1名の方から1件の意見提出がありました。内容としましては、違反物件に対しては行政指導を行うこと、罰則条項を設けることというご意見でございました。これについては、もともと条例にご意見のありましたところを設けておりますので、パブコメを受けての条例の修正はございませんでしたことをご報告させていただきます。

条例の最終案ですが、お手元の資料の最後に参考資料として添付しております。

ここで条例に関してもう一つ報告がございます。ただいま開催されているこの審議会は、一宮市都市景観条例に基づく都市景観審議会でございます。これが来年の4月1日からはこの一宮市都市景観条例は廃止されて、新しく一宮市景観条例の施行を予定しております。審議会もそれに合わせて新しい条例に基づく景観審議会にかかわることになり、現在の都市景観審議会でご審議いただく内容を引き続き新しい景観審議会でご審議いただくこととなります。

参考資料の最後のほうの12ページの一番下に第46条というものがございます。こちらをご覧くださいのすけれども、こちらに記載がありますように、一宮市景観条例第32条第1項に規定する、一宮市景観審議会の意見を聴かなければならない、ことにな

っております。しかし、新しいこの景観条例は制定前であり、ここに書いてあります内容の新しい景観審議会というのも現在存在していないというものでございます。ただ、屋外広告物条例に基づく許可事務は来年の4月1日から必要になってくるものでございますので、今回は現在の都市景観審議会に諮問させていただくという内容のものでございます。

新しい景観審議会の委員は、原則現在の都市景観審議会のメンバーに引き続きお願いしたいと考えておりますので、新しい景観審議会を来年の4月以降同様の内容で開催することで、本日の屋外広告物に関する諮問事項を追認していただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。本日、お配りしている内容では、資料1、資料2、資料3、参考資料と、ありますけれども、本日の内容でまとめたものが資料3でございます。同様のものをスクリーンに映しておりますので、スクリーンをご覧くださいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、本日の具体的な諮問事項をご説明させていただきます。

禁止地域・禁止物件のうち、市長が指定するもの、こちらが資料1、告示案と書かれています。というところがまず一つ目の諮問事項です。それから広告物の表示や掲出物件の設置許可の基準の制定としては、資料2にありますとおり、広告の表示を許可するための許可基準と、禁止地域の表示を許可する条件などによる適用除外基準の、2つの諮問事項がございますので、順番に説明させていただきます。

ただ、現在も愛知県の条例の権限委譲により、一宮市で業務を行っております。今回制定する市条例も、基本的には県条例を踏襲する形で考えておりますので、県条例と同じとなる部分の説明と重複させていただくものもございまして、ご了承ください。

では、一つ目の諮問事項、屋外広告物の表示等を禁止又は制限する区間及び区域について説明いたします。屋外広告物条例ではスライドのように禁止地域を決めております。ここで、まず、独自の要素として盛り込むことを紹介させていただきますが、(4)一宮市文化財条例に基づく地域を新たに盛り込む。これは(2)文化財保護法に基づく国指定の地域、(3)県文化財保護条例に基づく県指定の地域と同様に、市の文化財保護条例に基づく地域も、文化財周辺の景観保護の観点から追加するものでございます。

さて、諮問させていただく事項は、ここにあります禁止地域の条項のうち、市長が指定する区域として資料1の告示案に掲載している内容で、今回、具体的には一宮市文化財保護条例に指定された建物の範囲50m以内の地域で市長が指定する区域、道路及び鉄道の市長が指定する区間、道路及び鉄道に接続する地域で市長が指定する区域となります。

ここから、具体的な禁止区域を地図を用いて説明いたします。

まず、一宮市文化財保護条例関連の区域の説明ですが、市の条例で指定されています計11か所のすべての建造物の周囲50mについて禁止区域とします。ピンク色の丸部分に当たります。黒で示した部分は一宮市文化財条例に指定された記念物になります。こちらは条文で定めるため、正確には諮問事項ではないのですが、禁止地域に市条例独自のものとして加わるものとして、参考として示しております。

続いて道路及び鉄道の市長が指定する区間、道路及び鉄道に接続する地域で市長が指定する区域の説明になりますが、ここで左の凡例をご覧ください。禁止区間、禁止区域のほか、指定道路の許可区間、高速道路、新幹線、鉄道、指定道路沿線に係る許可区域という言葉が出てまいります。こちらは禁止地域ではなく、許可地域ですが、通常の許可地域

とは分けて指定するものでございます。前回の景観審議会においても、国道22号周辺などでは、車から見やすいように広告が大きくなる傾向があるので、それを厳しくするのはどうかという意見がございました。実際に幹線道路や鉄道の沿線は、多くの事業者によって、野立ての広告が乱設されることが予想されるものでございます。そこで、景観を守る観点から、その沿線から展望ができるような地域については、通常の許可地域と異なる基準を設定できるように、沿線の許可区域として定めるものでございまして、こちらも市長の定める地域として、合わせて諮問させていただくものです。

こちら、県条例でも定めておりまして、市条例でも引き続き同様の地域を定めます。地図のとおり、新幹線を含む鉄道の沿線、高速道路、指定道路においては国道22号、国道155号が県から指定されておりまして、その沿線1キロの範囲で禁止区域や沿線に係る許可区域が指定されているものでございます。

前回の審議会の意見でございますが、こういった沿線の規制について、豊田市の地区を参考として、豊田市広告景観地区をとらえて規制を強化したかどうかというご意見もありました。豊田市のとよた248北部地区広告計画というところを参考に調べておりましたが、当該地区は豊田のイメージを印象づける重要な路線で、ロードサイド店が多く、景観重点地区の候補地区ということでしたので、車から見やすいことを規制するのはまた別の意味での規制をかけた地区でございましたので、こちらを参考にして設定していくことは考えておりません。

さて、ここまでは愛知県条例と同様の指定になっておりますけれども、ただし、これらの地域に対して県条例では、商業地域、近隣商業地域、人口集中地区は除くというふうになっております。これらの地域を適用除外とするために設定しているものでございますが、一宮市の場合、人口集中地区が市街化調整区域にも広がっており、市内中心部と離れた地域でも良好な景観を乱しているのが現状でございますので、ここは一宮市の独自の設定として、商業地域、近隣商業地域と市街化区域かつ人口集中地域ということで、適用除外区域を狭めることを考えております。そうしますと、スライドの黄色の部分除外され、最終的な告示案の内容としては、図の赤・ピンクで示す部分と水色で示した部分となります。

スライドで示させていただいたものは、参考として県条例と違う部分を抽出したものでございます。県条例では図の緑囲いの部分でも禁止地域や沿線に係る適用除外、つまり通常の許可地域となっております。市の条例においては、この部分において禁止地域や沿線に係る許可区域が増えるものでございます。

以上が諮問事項で、屋外広告物の表示等を禁止又は制限する区間及び区域でございます。

続いて広告物の表示や掲出物の設置許可基準に移ります。こちらは許可基準と適用除外基準で、これらについて説明してまいります。

まず、基本的には禁止地域や禁止物件には広告物の設置はできません。ここで新たに、禁止物件という言葉が出てまいりましたが、これは広告を設置できない地域として禁止地域を定めているように、表示できない物件を定めているものでございます。ここに書いてございますように橋りょう、信号機、電柱、ガスタンク、送電鉄塔などがこれに該当します。許可地域でのみ広告物の設置が可能となっておりますけれども、すべての広告物がオッケーかという、それでは景観によくありませんので、許可基準を設けまして基準に合うもののみ設置可能というふうにしております。その許可基準が今回の諮問の二つ目ということになります。

基本的には県条例を踏まえた設定ですので、どのようなことが掲げられているのかということの説明していくこととなりますが、まず、共通許可基準として、すべての広告物が表示や設置されるに当たって守られなければならない基準を定めております。こちらは、景観・美観を損なったり、容易な破損や損壊が起こらないようにするものなどを定めております。

それから看板の種類などに従って個別基準というものが定められております。スライドでは、例えば広告板の基準の表となっております。表の見方ですが、高速道路・新幹線沿線、指定道路・鉄道沿線と、許可地域を分けてそれぞれ異なる部分を示しておりますけれども、これは先ほどの説明のとおり、道路・鉄道の沿線から展望することができる地域については、通常の許可地域と異なる基準を設定しているものでございます。

このように、次のページからも広告塔ですとかアーチ、これは道路をまたいで建植したものと続きますが、県条例と同じ基準ですので、このあたりは後ほど確認していただけたらと思います。

屋上広告板、屋上広告塔は、建築物の屋上に取り付けるものです。壁面広告は建築物又は工作物の壁面に取り付け又は直接取り付けたものです。突き出し広告は建築物又は工作物の壁面についているものです。アーケード広告はアーケードの天井からつり下げ、又は直接取り付けるものです。電柱広告は電柱を利用した広告でございまして、電柱に直接取り付けたり巻き付けたりするものと、もう一つ、柱に添加するものについての基準がございまして。街灯柱広告は街灯柱を利用した広告で、こちらも直接塗り付けたり巻き付けたりしているものと、柱に添加するものについての基準が設置されます。貼紙、貼札は、紙や板を活用して建築物などに張り付けた広告です。広告旗は、旗の中に取り付けて掲げた広告でございまして。県条例ではのぼり旗の基準がありますけれども、こちらは資料3の22ページですが、建築物や工作物に添付するものについては、県条例ではなくして新たに基準を追加する部分がございます。こちらは寸法を取って幅45cm、高さ90cmまでとすること、道面から地表までの高さを道路管理者の定める基準に適合させることを定めております。

次に進みます、立看板は自立している広告、又は建築物などに書かれた広告です。広告幕は布又は網で作成した建築物に取り付けた広告です。ここで垂れ幕に関しては市の独自基準がございまして。資料3の24ページです。愛知県条例では幅1.5m以下、長さ1.5m以下と、非常に長細いものしか基準としておりませんでしたけれども、市条例はもう少し多様な大きさに対応して、同等の面積以内であれば可とします。広告幕で道路を横断する横断幕の場合は県条例同様としております。アドバルーンは布又は網で作成し、気球などで掲揚する広告物です。

許可基準の最後の項目になりますが、資料3の27ページです。前回の景観審議会で説明させていただいたものですが、光の投影により建築物等に直接表示される広告物については、一宮市で独自に基準を定めております。近年プロジェクションマッピングと言われる投影手法により表示される広告が現れております。国からガイドラインも示されておりますが、具体的な条件としては、景観や安全性を守るなどということ、また壁面に投影するものであれば壁面の広告板の規制を守ることで承認するとしております。

以上が許可基準の説明です。

続いて適用除外基準の説明をいたします。禁止地域や禁止区域は設置禁止となっている

中で、ただし、こういった条件のものに関しては設置できるという条件を設けております。また、許可地域についても、そのような条件のものに関しては許可不要であるという条件を設けております。この条件が適用除外基準でありまして、今回諮問させていただきます。この基準も基本的には県条例と同じでございます。

例えば次のページからですが、法令の規定により表示しているもの、選挙運動に関するものに関しては、禁止地域等、禁止物件、許可地域等のいずれの場合でも、許可不要で設置できるというふうにしております。自家用広告物はその事業所などの名前や営業の内容などを表示する広告物であり、禁止地域で許可できる条件や、禁止地域や許可地域において、許可不要で表示できる条件を定めております。管理用広告物は管理上必要とする広告物です。工事現場の板塀や仮囲い。それから冠婚葬祭等の広告物、講演会等の会場敷地内の広告物、人・車両等に表示する広告物、公共掲示板に表示する広告物なども適用除外になります。電柱広告や街灯柱広告などは、禁止物件ですけれども、許可基準に適合する広告物については設置できることにするというところでございます。ただし、設置する場所が禁止地域か許可地域かによって、つまり、電柱広告の内容が自家用広告物であったら、自家用広告物の適用条件に照らし合わせて設置許可基準を判断するというところでございます。このような形で電柱同様に禁止物件である送電鉄塔やガスタンク類の自家用広告物や禁止物件全般の管理用広告物について、ガスタンクの自家用広告物や管理用広告物以外の広告物についても適用除外とします。そのほか、政治活動のために表示するものについて、それから特定の事業所などを案内する案内広告、公共施設等に表示する寄贈者名等、国・地方公共団体の公共目的広告物も適用除外基準であり、ここまでは県条例と同じでございます。

資料3の最後の43ページでございますが、こちらが一宮市独自のもので、賑わいの創出又は公衆の利便に寄与すると認められる広告物についても適用除外となります。こちらも前回の景観審議会でご説明しました。各地で民間が主体となる景観形成や地域の利便向上などを図るためのエリアマネジメント活動をしていることを受けて、こういった活動によってまちの賑わい創出につながっていくような広告物については、禁止物件や禁止地域でも設置可能にしようというものでございます。

こちらの適用除外条件について、前回の景観審議会で、良好な景観の形成、風致の維持・向上に寄与すると認められる広告物というのは、誰が判断するのかというご質問がございました。これに対しては、許可基準を超えるような広告物に対しては、景観審議会でご意見をおうかがいするように基準で定めていくよう考えております。また、表示期間が原則3カ月以内ということについても、3カ月持つ素材はなかなかなかった時代の設定だというご意見もありました。こちらについては、いろいろな方々と入れ代わりで広告を載せていただきたいという意図もあり、また、広告物の管理や点検を定期的に行っていただきたいということもございますので、原則3カ月としておりますが、当然引き続きの更新も可能ということで考えております。

適用除外条件については、以上となります。

諮問事項は以上ですけれども、前回の景観審議会で、こういった基準を守らず設置されている案件はどう取り締まっていくのかという意見がございました。まず、現在の設置体制ですけれども、先ほどの説明でもございましたが、ボランティア団体に簡易違反広告物については、除却をお願いしているところでございます。また、年2回、巡回や違反広告

物の除却を業者に委託しております。合わせて市役所職員に、外出中に違反物件を見かけた場合に知らせていただくようお願いしているところでございます。それらを踏まえて、これからのことですけれども、このような設置体制の強化を行っていくと同時に、条例のPRをしまして、広告の設置基準などを広く啓発していくことで違反物件の撤去を目指していきたいと考えております。

以上、一宮市屋外広告物条例に係る議題について説明させていただきました。

会 長 ただいまのご説明につきまして、ご質問とかご意見はいかがですか。

委 員 たくさんありますが、まず24ページの広告幕、これはAの面積を超えなければ横も15m、縦も15m以内だったらオッケーだという解釈でよろしいですか。

事 務 局 はい。けっこうです。

委 員 どちらにしてもこの22.5㎡を超えないように、最大15m、15mまでオッケーという解釈でよろしいわけですね。

引き続きまして、一つ前になりますが、20ページの貼紙、貼札、実際にはこのようなものは現在ありませんから、かなり昔の法令がそのまま引用されていると思うのですが、1.5㎡あるような貼紙を4片だけのり付けで、この前面の前という字が違うと思うのですが、こんな現実はありませんから、除外してもいいのではないかと、禁止にしてもいいのではないかと考えております。

会 長 前の字が違っているということですね。それも合わせてお願いします。

事 務 局 申し訳ございません。全体の全でございます。県条例に基づいております、他市も参考にさせていただいております、こちらは市といたしましては残していきたいと考えております。

委 員 現実に1.5㎡というと、昔でいきますと36版よりちょっと小さい大きさですので、畳よりちょっと小さい面積ですが、それを紙で現実に壁に貼ったりとか、そういうことはまずないと思うのです。仮にそれが紙でオッケーであれば、紙が破けて車のフロントに飛んできたらえらいことになりますから、このようなものは禁止事項で書いてもいいのではないかと考えております。

それともう一つ、前のページの信号機から50m以内、ネオンサインの使用不可について、ほかのほうにも出てきていますが、実際にはネオンサインのネオンをどこまでの照明と基準されているのか。実際には今現在LEDばかりで、信号機近くの街路灯にもイルミネーションがついてますよね。そういうのがいいのか、このネオンと限定している意味合いもお願いしたいと思えます。

事 務 局 ネオン管自体は昔の、そういったものが生きているというふうに考えております。

- 委員 ネオン管だけ禁止ということで、蛍光灯、白熱灯、LEDはオッケーという解釈でいいのですか。
- 要するに、交差点の中に位置する店舗でLED照明を使っているところが現在はたくさんあります。信号機から50mというと、当然ひっかかってくる。だから、電気がいけないのか、点滅がいけないのか、使用しているネオン管のガスがいけないのか。これからネオンはどんどん減っていきます。ですから、そういう時代遅れなことを書いておいてもしょうがないものですから、全面禁止するなら禁止、自由にするのだったら自由と決めていただけたらと思います。これから一宮市として作るのですから、全国に先駆けてやってもいいのではないかと思います、どうでしょうか。
- 事務局 街路灯でございますので、信号と間違えたらいけないという若干の点もありますので、そういったものを禁止ということです。
- 委員 資料2のほうの13ページのカの(オ)です。これを踏まえて私は質問しているわけですが、イラストの資料ではなくて、資料2の13ページ。ですから、その信号機云々もすべてありますけど、信号周辺ですね、そういうところのものがネオンということで固定されておりますから、これもかなり昔の法令をそのまま受けています。現実に今ネオンをそんなところにつける人もいないです。ビルの屋上にはまだネオン管のサインはありますが、こういう昔の古いものが生き残っておりますが、これの是正もお願いしたいと思っております。これは意見です。
- 事務局 ネオン管自体が下というよりは、全体に広がるような傾向にありまして、信号のそばにネオン管があると間違えるということで、ネオン管が禁止ということになっておるのですが、現在まだ全くなくなったわけではないという判断をしておりますので、できればこれは残しておいたほうがいいのかというふうに考えます。LEDとかは下のほうに向けているものでございますので、当然禁止物件ではないのかなと考えております。
- 委員 LEDでネオン管のように作った商品があります。おわかりかと思いますが、そういうものであればオッケーだということになってしまいます。ネオン管はそのうちなくなってくると思います。職人さんが日本に数えるほどしかいないという状況ですから、直管のものはできますけど、曲げたりする加工は職人さんがどんどんいなくなっています。当初、そういうことで作られた法令だということは私も知っておりますが、現実にネオンではないもので交差点に近いお店で点滅しているようなものもありますから、そういうことを言っているわけです。ですから、このネオン等を同等品とか何か文言を加えておかないと、信号機から50mとか、信号の周辺ですね、50mと書いてある、そんなのは、昔の交差点は信号がなかったところは多かったと思うのですが、今現在は小さな交差点でも信号はついておりますから、その角の店舗さんがやってもいいのかどうかということなんです。
- 事務局 委員のおっしゃられるとおり、最近そういうふうに変わってきておりますので、ここは修正のほうを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員 43ページですね、これは前の会議の時にも申し上げた件ですが、新しく市の独自基準で、写真が銀座通りの街路灯ですが、そういうもの下に垂れ幕、広告物を飾ってもいいというような基準を設けるということですが、一つ気になるのが、この真ん中にある表示設置期間は3月以内という、実際問題、商業的にどうか、設置者がやろうとすると3月以内に広告を集めるということは困難だと私は考えております。この3月以内という基準を設ける、前にもいろいろな方が設置するという事で市から説明を受けたのですが、例えば3月以内という言葉は残しつつ、原則3月以内とか、何か、必ず3月以内という基準を設けられてしまうと、実際集まらないのではないかと不安がありまして、実際これは活用していきたいとは思っております。

事務局 先ほど担当からも話がありましたが、方針を決めさせていただきますので、そこでご理解いただきたいと思っております。

委員 ほかに次にやりたい人がいなければ、同じ人がまた3月やってもいいというような考えでよろしいですか。

事務局 更新ができますので、そのもの自体に問題がなければということになりますが、更新の許可はすることになるかと思えます。

委員 それだけ見ていると、3月で代わりましょうというような表現に見えるので、それを何か、一文加えるまでもいかないかもしれないですが、何か表現を軟らかくすることはできませんでしょうかということです。

事務局 ほかの例えば旗とか、そういったものもすべて同じ、何カ月とか、そういう表現ですので、これだけ原則とつけると、ほかとのバランスもございますので、扱いとしては一緒にしていきたいと考えております。

委員 意見でございますので、聞いていただければそれまでということです。

会長 ちょうどこのところにあるのですが、基準と合っていないとか、賑わい創出云々で判断するときに景観審議会の意見を聴くことがあると言われていましたよね。

事務局 基準に合わない場合ですね。例えば内規で決めまして、景観審議会にかけさせていただいて、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

会長 例えばそういうのとか、今お話があった、更新することができるかと決まっているのであれば、ここにそれを書いてはだめなのですか。たぶんそういうことをおっしゃっていると思うのです。更新できると書いてあれば、誰が見てもわかると思います。

事務局 更新できること自体は、条例のほうに書かせていただきますので。

会 長 ここに書いていないけど、条例には書いてあるということですか。

事 務 局 そうです。これは説明の文章ですので、ほかのものもそうですが、条例で更新できます
ということは書いております。

会 長 条例のほうには景観審議会に諮るとということが書いてあるということですか。抜き書き
はないということですか。

事 務 局 基準に合わないもの話につきましては、内規で考えているという説明だったと思いま
すが、そこは条例には書いてございません。

会 長 それは書かないでいいのですか。

事 務 局 そこは書く必要があるかどうかという話で、書かなければいけないということではない
のですが。

会 長 更新するというのは、条文の、資料2ですか。

事 務 局 条例のほうになりますので、参考資料になります。15条で、5ページの一番下に変更
及び更新の許可とありますので、こちらで更新の手続きをしていただくということになり
ます。

会 長 更新というのが書いてあるので、ここを見ていただければということですね。

委 員 15条を適用してということですね。理解しました。

事 務 局 説明資料ですので、そこまで細かく書いていませんので、ご理解いただければと思いま
す。

委 員 言葉に縛られてしまうと思ったので。

会 長 説明資料のほうになかったの。本文にはあるわけですね。ほかにはいかがですか。

委 員 今の引き続きですが、例えばこれ、材質のことを考えられて、そういう意味合いもある
のかなと思っていますが、自家用広告物として出す場合、堅牢な素材のものに制作したも
のを掲示する。例えば銀座通りの前にあるポールにホテルのサインを出す自家用広告で使
います。そうした場合、3月ずつの更新をしていけばずっと使えるという解釈でいいので
すか。

 素材がしっかりしたものであれば汚れもそんなにないだろうし、写真は布製のフラッグ
ですから、当然3月もたてば汚くなってきたり、破損も出てくると思うのですが、そうい
う観点で見たいけない物件なのかどうか。

事務局 基本的に賑わいの創出ということですので、市としては、できるだけいろいろな方といろいろなものというふうに考えておりますが、どこまでというのは難しいとは思いますが、ある程度の期間ですね。例えばここに照明灯をつけるということになれば、公共のものでございますので、新しい方から手が挙げれば当然そちらでお願いしますということもあり得るとは思うのですが。

会長 15条の2項で、更新の場合は一応チェックを受けるわけですね。そこで傷んでいたら替えてくださいとか、あるいはほかの人になりますとか、許可をもう一度受けるわけですが、そこで安全性とかそういうのを含めて再チェックされるということですか。

事務局 そうですね。市のほうに書類を出していただきまして、確認させていただいて許可ということになりますので。

会長 そういうことですが、よろしかったでしょうか。

委員 またそういう物件が出ましたら、相談におうかがいいたします。

委員 43ページの広告というのは、この地域一帯で同じものをイベントとかをされているようなイメージをしていたのですが、そういうものなののでしょうか。

会長 そうですね。基本的にはそういうものになります。

委員 自分のお店の前だけ自分のとこでやるという意味ではないのですか。

会長 そうですね。今の公共空間などで賑わい創出又は公衆の利便の向上に寄与するというふうに判断されたものということになります。

委員 それであれば、ここの自家用広告というのを削除したほうがいいですよ。

会長 事務局、いかがですか。

今、自家用を検討されていますが、こちらのほうでご意見が出たのは、例えば商店街のイベントをやる時に、同じデザインだけど店名をそれぞれ入れていくようなものが想定されるとすれば、それは個別の店名が入るので、自家用宣伝になるが、それを統一して、あるイベントであればそういう掲示もあるのではないかというご意見がこちらで出たりしていますので、それらを含めてもう一回少し考えていただいたほうがいいのかと思います。ほかに何かこの件に関しましてありますか。

委員 結局、法はいろいろなざる法というような抜け道があって、そういったものに歯止めをかけるような文言に作っておかないと、どこかで引っかけるような形にしておかないといけないと思います。

会長 たぶん皆さんがイメージされている広告物は同じだと思うので、それが今話があったように、適切に表現できる文言にさせていただくというのがいいと思うのですが、事務局いかがですか。

事務局 今検討させていただいております、自家用は除いてもいいのではないかと、修正のほうを考えたいと思います。

会長 皆さんそれでよろしいですか。自家用は除くとなりましたが。

委員 時間が押しているのですが、先ほど皆さんでおっしゃっていただいていたのですが、七夕まつり何々商店というのが、例えば銀座通りでいけば入口が駅から5本まではその商店で、歩いたらまた近くの商店が代表してというか、どこがお金を出すのかわかりませんが、そのようなPRをしたい人が何々まつりを応援してます何々、というのが自家用広告というのであれば、自家用広告をはずすとまずいとは思いますが。

委員 文言を変えていただいたほうがいいのではないですか。自家用というと、何とか商店というのが3分の2ぐらいで、あとが七夕のイベントのタイトルということになってしまいますから。そういうところの面積を定めるとか、そういう文言を作っていただかないと、99%屋号で占めてあと1%で七夕ではいけないと思います。

会長 自家用広告物をメインとしたものは除くとか、結局そういうことですね。そんな感じにしたらどうですか。

委員 いろいろなところでよくあるのですが、夏のイベントなんかですと、下にコココーラと入ったフラッグが出るのと一緒に、それをどこまで制約するかというのは、どこかのまちを参考にして作っていただいて、私の聞いた範囲ですと大体何分の1以内というようなものが多いらしいです。

会長 自家用はメインにしないというか、そちらをメインにすると書いておけば、どのぐらいのメインかはまたそこで審査というか確認することができるので、そういう文言を入れておいたほうがよさそうですね。それでいかがでしょうか。

それも含めて検討いただくということで、よろしいですか。

事務局 原則の例外を記載していますので、例えばそういうものが3月できるということになります。すみませんが、私は自家用はなしにしようという提案をさせていただいております。期間が3月以内だけどころいったものは例外という規定ですので、自家用は3月以内しかだめですよということで。

委員 では自家用は省いていただいて、このイベントに対する協賛を受ける企業名の記入はオッケーだというような文面にさせていただいたほうがいいのではないですか。注釈をつけて

おいたほうがいいのではないですか。

会 長

いかがですか。

時間も押してしまして、今たくさんご意見が出ていると思うので、もう一度検討していただくということでお願いしたいのですが、よろしいですか。ほかにご意見がある方もあるかもしれませんので、かなり時間が経っていますから、お願いしてよろしいですか。

事 務 局

今の意見ですが、これはあくまで3カ月以内の例外規定のことですので、そこまで細かくは書かなくてもいいのではないかと考えておりますので、そこはご理解いただきたいと考えております。

委 員

冒頭に、3月ずつ更新でいいですかということ聞いたのは、それを踏まえて聞きました。以上です。

会 長

事務局は変わりませんか。

事 務 局

これをお願いしたいと考えております。

委 員

条文でいくと何条になるのですか。まず条文とさっきの説明とがリンクしていないと思うのですが。

事 務 局

資料2の17ページの真ん中の(10)上から5行目のイのところですか。表示又は設置の期間がという所です。

委 員

論点がずれている人もいそうなので、つまり自家用はオッケーですと書いてあって、自家用は無期限ですと書いてあると同義語だと見ていいのですよね。3月以内というのは、かつこ内は3月以内にしないですと置いておいてくださいという意味だと思っているのですが、それでいいのですよね。

事 務 局

ずっとというか、3月でなくてももう少し長い期間でもということですか。

委 員

当然自家用のものも置いてけこうです、というよりは3月以上ずっと置いていてもかまわないということになっていて、たぶん入れ代わったほうがいいものは、3月までで撤去しますということなのだと思います。ですから、自家用ももちろんできますということになっています。自家用でも公衆の利便に向上するというふうに認めてもらった上でということなのでしょうが。

会 長

その中で自家用はもうはずしましょうというご意見が出たりとかしているわけですので、それも含めての検討ということですよ、ご指摘は。入れるならもうちょっと限定的な入れ方にしたほうがいいのではないかとご意見なので、全くこれに書いてあるものとは中身が違ってくるのですが、ご検討いただけないということであれば、審議会の意見は、

採用されるかどうかは事務局の判断かもしれませんが、それであれば、その理由をちゃんと説明していただかないと、ご意見をいただいた方は納得できないと思います。

事務局は、市としてこのままでいきたいという理由を説明していただければいいかと思っています。

事務局 公共的なものということで審査させていただきますので、その時に市のほうでそういったものはいいよとか、そこは個々に検討していきたいと思っておりますので、なかなかこの規則にそこまで細かく書くのは難しいのかなと思っております。

会長 ということですが、よろしいですか。

委員 持ち帰って検討していただければと思いますが。

会長 私もそうと思いますが、されないということなので。審議会として持ち帰ってご検討いただきたいということであれば、そういうふうをお願いしておくことにしましょうか。ここでご回答はけっこうですが、審議会としては、今の件については、もう少し慎重に市のほうでご検討いただきたいというお願いをするということで、次にいきたいと思います。ほかに、この件以外でご質問等ありますか。

委員 大変難しいことを言います。許可基準の8ページというのがあって、共通すべての広告物で、私が入れてほしいのですが、原色を過度に使用していないこととあるのですが、それはどうやって判断するのですか。原色とはマンセル値でいうどれなのかというのと、過度というのは例えば広告の面積の何%からを過度とするとか、本来基準であればあってしかるべき、あるいは原色を過度に使用しているかどうかを審査する協議の場は必要と思うのですが、一宮市だけじゃなくて、全国の自治体に向けて本当は問いかけるべきことだと思いますが、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

事務局 まだ内規ですが、例えば マンセルの表色系ですとか、そういったものは現在準備のほうはさせていただいております。

委員 量的なものはいかがですか。

事務局 広告面積の25%以上を占めているというのが内規です。

委員 そうなると、おそらく文字以外のところで、原色をベースカラーに使うことは不可能ということになるのですね。そうなるとケースデンキも無理だし、AOKIもだめだしということになってきます。この辺は京都は大変厳しくやったので、何が起きたかというのと、看板を大きくして、背景に赤を使いたいばかりに、わざと出したい広告を小さくして、例えばコンビニのマークを看板の中央に小さくして、周りを白くされたのです。いろいろ抜け道があって、人間頭がいいので、どんな基準を作ってもそんな変なことが起きるのですけれども、今の話だと、そのようにするか、原色を地につかっている広告がだめという

こととなりますが、今、県もこの基準でやっているのですか。違法看板だらけということになるのでしょうか。ちょっと不思議な感じがするのですけれども。

事務局 基本的におそらく基準がこういった基準ですので、各団体独自に内規ということで審査していると思うのですが。

委員 今回の基準でやっていただくと、25%はかなり厳しいのが実際の基準だということなのですね。感想みたいなことを気がついて言うのも何ですが、やはりこの基準で運用しても、なかなかいい景観にはならないと正直感じていまして、景観計画の重点地区と合わせて、ある部分だけは相当厳しくして、そこだけは広告も建物も含めて景観をよくするということをして、ほかは、県の基準ですから、ほぼ日本中野放しなのだろうなという感じがします。これ以上厳しくすると、今度は逆に問題になって、広告が出せないということにもなるのだろうなと思って、バランスとしては難しいというふうにやはり思います。

会長 ご意見でよろしかったですか。

ほかにはいかがですか。似たようなところで私も思ったのですが、38ページのガスタク云々のところに、禁止物件許可不要となっていて、許可不要だけど周囲の景観と調和させているので、周囲の景観との調和というのをどこかでチェックするのだけど、それは許可不要なのですね。

そうやって調和させているかどうかというのをチェックしないとオッケーにならないとか、そういうフィルターがかかっているように見えるのだけど、そういうチェックはなく、許可不要というのはちょっと違和感があるのですが、これは実際にはどういうふうにされるのでしょうか。

事務局 例えば宣伝の用に供しないものとありますが、こういったものは設置者のほうで、うちのほうでこういった条例を作っているの、それは設置者のほうで考えてやっていただくということになると思います。

会長 宣伝の用に供しないというのは明らかなので、判断ができるのですが、周囲の景観と調和させるというのは、誰がどう判断するかというのは非常に難しいと思うのですが、それは設置者の判断でやるので、すごく厳密にやられる方と、原色を使っても調和だと思ふ人はいると思います。結局そうすると判断はなしということで、調和させられないと思うのですが、そうはならないですか。

事務局 現時点ではずっとこのような状況で、県条例の指定でやっておりますので、例えばうちのほうに相談が来れば、ほかの基準も照らしまして、こういったものはどうですかという提案をしていけると思うのですが、許可不要ということになりますと、皆さんどこまでされるかどうかわかりませんが、そこは設置者で判断してもらわざるを得ないと思います。

会長 ほかにご意見のある方はございますか。時間もだいぶ経ってしまっているのです。

いろいろ違和感のある提案になっているのですが、先ほどの話で、検討をお願いしたい

というふうになっているのですが、今日これは諮問でいただいている、変更となると原案通りとはならないのですが、どのようにいたしましょうか。例えば検討いただいて修正したものを書面で回していただいて確認いただくという方法もあるかなと思います。なかなかコロナ禍ですので頻繁に会議を開くのは難しいと思いますが、修正が1カ所でもあるのであれば、原案通りここで可とはできませんので、どのようにいたしましょうか。

事務局 修正させていただくというのは、先ほど申し上げさせていただいたところでもありますので、そこはそういったことで書面で回答させていただくというふうでよろしいでしょうか。

会長 書面ですね。ですから今日はここで答申にはならない、それを見てからということですね。

委員 会長のおっしゃられるとおり、答えられない部分があったので、この場で諮問して結論を出すのではなくて、書面なりで再度委員さんの確認をすべきではないかと私は思います。

会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

それでは事務局にお願いですが、いろいろご意見が出ましたので、おそらく内規にかけると条例に出せるものがあると思うのですが、それも含めてこの部分は内規に書きますでもけっこうですけども、条例の案はここを直しますということで、今日出たご意見について事務局側の回答をつけて、こういうふうに条例案を変更しますということで、委員の皆さんにもう一度書面審議をお願いして、その後答申という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局 そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 ということになりました。

それでは、今日の2つの議題はこれで終了したいと思います。大変長くなって申し訳ございませんでした。慎重なご審議どうもありがとうございました。

(閉会)

事務局 会長どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、本日大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもちまして令和2年度第2回の審議会を終わらせていただきます。なお、次回の審議会は来年2月の開催を予定しております。詳細は追って連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後3時59分